

議 事 録

会 議 名	平成23年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成23年1月26日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 議会第2会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 横溝正明 3番 井上健一 4番 石井高明 5番 小島正好 7番 楠谷 稔		合計7名
欠席委員	2番 広田直士		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 主査：原田健伸 主事：中瀬靖子		
議 題	[議案] 1. 農地法第3条の規定による許可申請 2. 農地法第5条の規定による許可申請 3. 非農地証明願 [報告] 4. 農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出 5. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 6. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成23年第1回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、広田委員1名です。 本日の議事録署名人は、1番横溝委員と3番井上委員を指名します。 本日の議題は、お配りの総会次第にありますとおり、農地法第3条の規定による許可申請 ほか、全6件であります。 初めに、農地法第3条の規定による許可申請、議案番号1号を上程いたします。事務局より議案の朗読と、地区担当の広田委員が欠席ですので、現地調査の結果説明も事務局からお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号1号を朗読) 当該地は、大曲の市街化区域との境にある農振農用地です。譲渡人、譲受人の両者とも茅ヶ崎市在住の方ですが、譲渡人の規模縮小により、所有権を移転するものです。譲受人の■■■さんは、茅ヶ崎に農地を17反ほど、寒川にも6反ほど所有されていて、彼を含む家族4人でほぼ毎日耕作等を行っているとのこと。住所地から若干距離はありますが、当該地は田んぼですので、問題ないかと思われます。 なお、当案件は、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。 (意見、質問なし)</p> <p>会 長：ご異議が無いようですので、議案番号1号は意見書を添えて、県に進達することに決定いたします。 続いて、議案番号2号を上程いたします。事務局より議案の朗読と、説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号2号を朗読) 当該地は、岡田のもくせいハイツ東側の市街化調整区域内にあります。譲受人は茅ヶ崎市在住の方ですが、今回、赤羽根の土地が収用になり、その分の耕作地として、元々この当該地の隣地を所有していたため、所有</p>		

権移転の話がまとまったとのこと。所有農地面積は、茅ヶ崎と寒川合わせて4反弱ですが、この申請地を含めて規定の40アールになります。なお、当案件は、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可要件の全てを満たすと考えます。

会 長：続いて地区担当の小島委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：現地の状況をお話しますと、当該地を含めたこの辺りの農地は袋地だったため、平成20年12月に4条許可により、それぞれの地主3人で、畑の一部を農道に転用した経緯があります。私の植木畑がその先にありますので、よく見えますが、耕作はされている状況です。

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号2号は意見書を添えて、県に進達することに決定いたします。

次に、農地法第5条の規定による許可申請ですが、議案番号3号から6号までは関連案件ですので、4件一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と、説明をお願いします。

事務局：(議案番号3～6号を朗読)

当案件は、さがみ縦貫道路建設に伴い、支障となる送電線を地中化するにあたり、鉄塔を除去する工事のため、各筆を一時転用するものです。

議案番号3と4の2件が倉見のレンゴウの北東の鉄塔、議案番号5と6の2件が倉見スポーツ公園南側の鉄塔です。東京電力による工事ですので、書類も完備され、事前の準備もされており問題ないと思われま

会 長：続いて地区担当の井上委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：この電線の地中化は、これまでもかなり進んでいて、今回の日も日鉦とキリンに行っている送電線です。現地の状況としても問題はありませ

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号3号から6号は意見書を添えて、県に進達することに決定いたします。

次に、非農地証明願ですが、議案番号7号と8号は近接地にありますので、2件併せて上程します。事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局：(議案番号7、8号を朗読)

会 長：続いて地区担当の井上委員から、現地調査の結果並びに説明をお願いします。

3 番：現場は2箇所とも小さい三角の土地で、通行のための角切りの様な状況です。現状は、畑として使っている状態ではありません。

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号7号、8号は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告番号1、2号の農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出、報告番号3、4号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出、報告番号5～9号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、一括して事務局より報告事項の朗読と、説明をお願いします。

事務局：(報告番号1～9号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

	<p>会 長：以上の報告の中でご意見、ご質問はありますか。 (意見、質問なし)</p> <p>会 長：特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 以上をもって、平成23年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成23年第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(1番) 横溝 正明 議事録署名人(3番) 井上 健一

本議事録は、平成23年2月24日、平成23年第2回寒川町農業委員会定例総会において承認・署名を得て確定しました。